

感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応指針

(令和4年5月改訂)

1 基本方針

学内において感染者や濃厚接触者が発生した場合には、状況を十分に確認し、国や自治体の方針等を参考に保健所等と相談した上で、休講措置、施設消毒等を行う。

休講措置等にあたっては、学生・教職員の健康と安全を第一に考える必要があるが、同時に学生の単位認定、卒業及び課程の修了、学位の授与等に関して、補講・追試の実施、オンライン授業の実施、レポートの活用による指導や学習評価（以下「補習等」という。）を通じて弾力的に対処するなど、学生の就職、進学等に不利益が生じないように、修学における配慮について一体的に検討し、実施する。

2 休講措置、施設消毒等

	感染者が発生した場合	濃厚接触者が発生した場合
休講措置等	【学生が感染した場合】 ・当該学生に対しては、学校保健安全法第19条に基づき治癒するまで出席停止措置を講ずる。	【学生が濃厚接触者となった場合】 ・当該学生に対しては、学校保健安全法第19条に基づき7日間を目途に出席停止措置を講ずる。
	【教職員が感染した場合】 ・当該教職員に対しては、本学安全衛生管理規程第17条第1項第3号に基づき治癒するまで就業禁止措置を講ずる。	【教職員が濃厚接触者となった場合】 ・当該教職員に対しては、本学安全衛生管理規程第17条第1項第3号に基づき7日間を目途に就業禁止措置を講ずる。
	【休講措置等】 ・保健所の指示に基づき、全学又は一部を休講する。 ※感染者が教員・職員・学生であるかの別や当該感染者の感染前後の行動を勘案して判断 ・休講となった授業については補習等を行う。 ・教員が感染した場合は、当該教員の担当科目について担当教員の交代・追加等の措置を検討する。	【休講措置等】 ・必要に応じ、全学又は一部を休講する。 ※濃厚接触者が教員・職員・学生であるかの別や当該濃厚接触者の行動範囲等を勘案して判断 ・出席停止となった学生には補習等を行う。 ・教員が濃厚接触者となった場合、休講となった科目については、補習等を行う。
校舎施設	・校舎への立ち入りを制限する ・施設の消毒を行う。	・必要に応じ、施設の消毒を行う。
図書館	・必要に応じ、閉鎖、時間短縮、施設の消毒、学外者の立ち入り制限等を行う。	
食堂		

※その他必要な対応を行う。

※【濃厚接触者】の基準は、保健所等により判断された場合のほか、大学において濃厚接触の疑いがあると判断した場合を含む。

※補習等を行う場合、教務学生課（教務委員会）に報告する。